

令和6年度

荒川中部農業水利事業
武蔵野用水路整備工事

特別仕様書
(当初)

関東農政局 荒川中部農業水利事業所

第1章 総 則

荒川中部農業水利事業武蔵野導水幹線支線用水路整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営荒川中部土地改良事業計画に基づき、かんがい用水を供給するための管水路を布設するものである。

2. 工事場所

埼玉県深谷市武蔵野地内ほか

3. 工事概要

本工事は、武蔵野用水路改修工事で、その概要は次のとおりである。

武蔵野用水路

水路延長 L=564.366m (SL=569.933m)

施工始点 測点 設 No. 1+31.559

施工終点 測点 設 IP. 20 (設 No. 14+12.480)

内訳

管水路工 L=564.366m (SL=569.933m)

硬質ポリ塩化ビニル管 VU 管 呼び径 ϕ 400mm L=219.836m (SL=219.844m)

VM 管 呼び径 ϕ 400mm L=108.885m (SL=108.886m)

ダクトイル鋳鉄管 N S 形-1 種 呼び径 ϕ 400mm L= 11.387m (SL= 16.932m)

P N 形-2 種 呼び径 ϕ 400mm L=224.258m (SL=224.271m)

推進工 L=220.118m (SL=220.131m) ※管材延長は推進工+1m とする。

推進工法用鉄筋コンクリート管 1 種管 呼び径 ϕ 800mm、70N 管

L=60.088m (SL=60.091m)

推進工法用鉄筋コンクリート管 1 種管 呼び径 ϕ 800mm、50N 管

L=161.030m (SL=161.040m)

空気弁工 2 箇所

旧管撤去工 L=32.674m (ACP ϕ 250)

旧管充填工 L=196m (ACP ϕ 250)

仮設工 1 式

復旧工 1 式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概算数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

第3章 施工条件

1. 工程制限

本工事において、以下の区間は10月15日以降に着手するものとする。

到達立坑及び管水路工 設計 No. 6+20.997～No. 14+12.480

2. 交通制限

発進立坑地点の市道については、終日通行止めとする。

到達立坑地点～設 IP. 13 の市道については、昼間は通行止めとし、夜間は全面開放とした施工とする。また、大型重機等の工事車両については、一般車両の通行を確保するため、午前9時以前及び午後5時以降の通行を行わないものとする。

設 IP. 13～設 IP. 20 の施工にあたっては、片側交互通行を確保し、夜間は全面開放とした施工とする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等を月当たり13日／月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休（5月3日～5月6日）、夏期休暇（8月12日～8月16日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等について別に通知する。

7. 工 期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確

保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている253日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程になる工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月17日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、図面のとおり想定している。

2. 関連工事

関連工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

【工事概要】

- (1) 荒川中部農業水利事業 花園揚水機場改修その2工事

(施工予定時期：令和4年11月～令和7年2月)

- (2) 荒川中部農業水利事業 花園揚水機場ポンプ設備製作据付その2工事

(施工予定時期：令和4年10月～令和7年2月)

- (3) 荒川中部農業水利事業 導水幹線支線用水路整備工事（仮称）

(施工予定時期：令和6年5月～令和7年2月)

3. 隣接地に対する措置

- (1) 本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないよう配慮しなければならない。

- (2) 本工事周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、監督職員が別途指示する箇所については、工事実施期間中定期的に、位置・高さ等について測定を行い監督職員に報告しなければならない。

また、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について監督職員と協議しなければ

ばならない。

4. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

- 1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な捗進に努めなければならない。
- 2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、対策について監督職員と協議を行うものとする。

(2) 保安対策

- 1) 工事用車両の工事現場への出入りに際しては、資機材、土砂搬入出は深谷市市道を利用するものとするが、安全対策等については、関連工事と調整を行い保安対策を講じるものとする。
- 2) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 3) 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代制
深谷市市道幹 124	2 名／日	1 組	昼間	無し

(3) 交通対策

- 1) 本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。また、図面に示す工事用道路での走行は徐行とし、民家周辺においては特に留意するものとする。
- 2) 市道等の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。
- 3) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守しなければならない。
- 4) 工事用車両は、主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。

(4) 安全対策

夜間及び休業日において開口部を残す場合は、照明設備や覆工ネット等により転落防止措置を図るものとする。

(5) 現場内への立入制限等

安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要に応じ安全施設を設置するものとする。

(6) 防塵対策

防塵対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地の状況等により対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(7) 境界付近の施工等

境界付近の施工において、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は施設の保全を十分考慮して行うものとする。

(8) 土砂等の流出防止工

天気予報について十分な注意を払い、工事区域外への土砂等の流出防止に努めなければならない。

(9) 地下埋設物の確認

工事区域内には農業用水管や上下水道管が埋設されているので、事前に埋設位置を確認し事故防止に努めなければならない。

5. 石綿セメント管について

本工事では、設計図書に示す位置に石綿セメント管が埋設されていることを想定している。

石綿セメント管の処理は、「石綿障害予防規則」（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）および「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」（平成 17 年 8 月厚生労働省健康局水道課）並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき実施するものとする。

実施に当たっては、設計図書に示す埋設状況を調査し、その結果に基づき作業計画書を作成するものとする。

なお、埋設状況等について設計図書と相違がある場合は、監督職員と協議するものとする。

また、石綿セメント管の撤去は継手部で取り外すことを基本とするが、これが困難な場合や撤去管の処分先の受け入れ状況等によりやむを得ず切断する場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

第 5 章 指定仮設

1. 建設発生土受入地

本工事では、発生土として次の土量の搬出を予定している。

搬出先	地先名	搬出予定量	摘 要
武蔵野仮置き場	深谷市武蔵野3590 (運搬距離2.3 k mを想定)	656 m ³	現地土

2. 工事用進入路等

(1) 受注者は、図面に基づき工事用進入路の設置(敷鉄板を敷設)を行う。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は受注者の責任においてしなければならない。使用後は、原形に復旧するものとする。

(2) 善良な使用にも関わらず路面及び構造物に損傷を与えた場合は監督職員と協議するも

のとする。

3. 水替え工

立坑内における排水量は、次のとおり想定している。

なお、想定以上の水替えが必要となった場合には、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

発進立坑 $Q_{\max}=0.007\text{m}^3/\text{min}$

到達立坑 $Q_{\max}=0.005\text{m}^3/\text{min}$

4. たて込み簡易土留工

図面に基づき施工するものとし、事前に構造計算を行い、監督職員の承諾を得るものとする。
また、50m 毎に各土層の範囲を確認し報告するものとする。

なお、図面に示す捨梁は管底基礎より下に設置しなければならない。

5. ライナープレート

図面に基づき施工するものとし、事前に構造計算を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。

2. 着手前現地状況等の測定記録

以下の項目について着手前現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

（1）基盤・表土面標高（施工前・施工後）

（2）既施設等（既設埋設管、畦畔、暗渠排水管等）の位置

3. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員及び地権者の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、必要に応じて境界控え杭を設置するものとする。

なお、工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、地権者より土地返還引受書を徴集するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであるが、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 再生砕石

本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用するものとする。

また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。

(2) 基礎材

1) 基礎砂 日本統一土質分類による S F 相当以上

2) 再生クラッシュラン RC-40

受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。

(3) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25 o r 20	60 以下	B B	土木構造物
無筋コンクリート	18	8	25 o r 20	65 以下	B B	均しコンクリート等

(4) コンクリート二次製品

マンホール側塊 φ600 T-25

(5) 配管材

1) 硬質塩化ビニル管

硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 φ400 VU、VM 管

2) ダクタイル鋳鉄管

NS 形 1 種直管 切用管 J D P A G 1042 : 内面モルタルライニング 外面合成樹脂塗装

NS 形異形管 J D P A G 1042 : 内面粉体塗装 外面合成樹脂塗装

PN 形 2 種直管 (標準タイプ) J D P A G 1046 : 内面モルタルライニング 外面合成樹脂塗装

PN-NS 形受挿し短管 J D P A G 1046 : 内面粉体塗装 外面合成樹脂塗装

3) 推進工法用鉄筋コンクリート管

JSWAS A-2 1 種管 70N 管

JSWAS A-2 1 種管 50N 管

(6) 弁類

- 1) 空気弁 樹脂製、7.5K

(7) 鉄鋼材

- 1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G 3112 S D295A

(8) アスファルト混合物

- 1) アスファルト合材 透水性アスファルト
2) アスファルト乳剤 JIS K 2208 P K-3

(9) ライナープレート

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材): SS330

(10) その他

- 1) 防水材 弾性シーリング材
2) 埋設物表示テープ 幅 150mm ダブル 黄色

(11) 薬液注入材

注入材料は水ガラス系の溶液型とし、劇物及びフッ素化合物を含まないものに限る。

(12) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(13) 充填材

28 日強度 1.0N/mm² 以上とし、配合等について計画書を作成し監督職員の承諾を得るものとする。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。ただし、鋼管及びダクタイル鋳鉄管の受検証明書、検査後に提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績表
コンクリート	試験成績表、配合報告書
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ・試験成績書
配管材	日本水道協会指定検査工場登録通知書、受検証明書、製作図
硬質ポリ塩化ビニル管	製作図書・カタログ
可撓伸縮継手	日本水道協会指定検査工場登録通知書、受検証明書
弁類	試験成績書、カタログ
アスファルト混合物	試験成績表、配合報告書

薬液注入材	試験成績書、カタログ
埋設表示テープ	カタログ
充填材	示方配合、試験成績書
その他材料	カタログ又は試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材料名	検査・試験項目	備考
管材及び弁類	寸法・外観	
たて込み簡易土留め	寸法・外観	現場搬入時（抽出）

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等	備考
敷鉄板	22×1,524×6.096	埼玉県深谷市	
たて込み簡易土留		群馬県高崎市	
H型鋼	H-200、H-300	千葉県柏市	
覆工板		茨城県古河市	

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 一般事項

本工事の施工については、施工計画書に次の事項を記載するものとする。

- 1) 型枠の構造
- 2) コンクリート打設及び養生方法
- 3) 試験装置及び主要機械器具
- 4) その他必要と思われる事項

(2) 基準点

本工事の基準点は、図面「平面縦断図」に示す R1KBM2 (E. L97. 410m)、R1KBM3 (E. L94. 630 m) を使用しなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

(3) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり、立ち会いによる検測又は確認を受けるものとする。但し、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。なお、施工段階確認の具体的な実施方法については施工計画書に記載

するものとする。

- 2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に立会願を提出する。また、確認後は施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出する。
 - 3) 確認の結果、監督職員が合格と認めた以降でなければ、継続の作業を行ってはならない。
 - 4) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。
 - 5) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
- ① 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。
 - ② 規格値から外れた場合、手直し工事を行うと共に、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。

工 種		確認内容	確認時期・頻度
掘削		床付状況、基準高	初期床付け完了時
		地質状況	初期施工段階、地質変化時
砕石基礎工 均しコンクリート		幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所
管水路基礎		高さ、幅	初期施工段階で1箇所
管水路工		基準高	初期施工段階で1箇所
構 造 物	コンクリート 構造物	厚さ、高さ、 幅（内空）	初期施工段階で1箇所
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期段階鉄筋組立後 以降、構造物変更後毎に1箇所
	二次製品組立	高さ、連結状況	構造物毎に初期段階で1箇所
道路路盤工		基準高、幅、厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所
推進工		基準高、厚さ	初期施工段階で1箇所
		たわみ率	初期施工段階で1箇所
薬液注入工		改良幅・改良深	初期施工段階で1箇所
指定仮設		高さ、幅、長さ、深さ等	設置完了時点で各工種代表1箇所 （敷鉄板・土木シートは除く）
たて込み簡易土留工		延長、規格、間隔	設置完了段階で1箇所 以降、構造変更毎に1箇所

工 種	施 工 段 階	確 認 内 容	時期・頻度
石綿セメント管撤去	事前調査時	埋設状況	撤去作業着手段階
	管体撤去時	撤去状況	初回撤去段階
	撤去管仮置時	保管(仮置)状況	搬出作業直前段階
	撤去運搬時	運搬状況	初回搬出段階

(4) 中間技術検査

- 1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(5) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	表層
再生クラッシャラン	R C-40	路盤材、構造物基礎
再生粒度調整碎石	R M-40	路盤材、構造物基礎

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。管体基礎工として利用する場合の規格及び品質は、第10章1-6)による。

3. 建設資材廃棄物の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト塊	(株) H K C	寄居町富田字上六反 田 2555-40	8:00~17:00	再資源化施設業者
コンクリート殻	亀井産業 (株)	熊谷市三ヶ尻 4230-1	8:00~16:30	再資源化施設業者

(有筋)	熊谷工場			
コンクリート殻 (無筋)	亀井産業 (株) 熊谷工場	熊谷市三ヶ尻 4230-1	8:00～16:30	再資源化施設業者
廃シート類	(株)シタラ興産	深谷市折之口稜威ヶ 原 1786-1 他	8:30～17:30	再資源化施設業者
アスファルト汚 泥	(株) ネットワ ークジャパン	加須市北平野 235-1	8:00～19:00	再資源化施設業者
発生土汚泥 (推 進工)	(株) ネットワ ークジャパン	加須市北平野 235-1	8:00～19:00	再資源化施設業者
石綿セメント管	大和建设 (株)	群馬県高崎市吉井町 上奥平字花表 1 8 0 4 番 1	7:30～17:30	最終処分場

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

5. 土工

(1) 作業土工

1) 表土剥

耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、30cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。

なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

2) 掘 削

- ① 場内を整地して、作業ヤードを確保するものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。
- ② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ③ 法面の崩落、土留工の変異により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- ④ 掘削箇所に予期しない不良土・埋設物があった場合は、掘削工法等について監督職員の指示を受けなければならない。
- ⑤ 基床部掘削の仕上げにあたっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じないように十分留意し、所定の標高に仕上げるものとする。
- ⑥ 既設石綿セメント管周辺（管頂 10cm から床掘面）の掘削は、管を破損させないように十分留意して人力掘削で施工しなければならない。また、管頂 10cm 以上の部分を機械掘削する場合においても既設石綿セメント管の位置を突き棒等で確認しつつ慎重に施工しなければならない。

(2) 埋戻

- 1) 埋戻仕上がり高さは、図面に示すとおりとする。
- 2) 構造物の埋戻及び盛土に使用する土は、本工事で発生する掘削土を流用するものとするが、埋戻土として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 埋戻材の投入は、管体に衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。
- 4) 締固め方法
 - ① 埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

なお、構造物壁より 50cm までの範囲及び施工幅 1m までの範囲の埋戻し及び盛土は振動コンパクタ 90kg 級又は、同等の機種により入念に転圧するものとする。

また、前述以外の埋戻し及び盛土は、振動ローラ 0.8～1.1 t 及び 3.0～4.0 t 級により入念に転圧するものとする。
 - ② 管頂 30 cm までの埋戻材には、管外面を損傷する恐れのある玉石・礫・雑物等が混入したものを使用してはならない。
 - ③ 管頂 30 cm までの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるよう均一にまき出し、管に損傷を与えないようコンパクタ・ランマ等の締固め機械で最大乾燥密度の 85% 以上となるよう締固めを行わなければならない。
 - ④ 管頂 60cm までの埋戻しは前項と同様のまき出しとし、管に損傷を与えないよう振動ローラ 1.1 t 級以下の締固め機械で最大乾燥密度の 85% 以上となるよう締固めを行わなければならない。
 - ⑤ 管頂 60cm 以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、振動ローラ 0.8～1.1 t 及び 3.0～4.0 t 級の締固め機械で最大乾燥密度の 85% 以上となるよう締固めを行わなければならない。
 - ⑥ 管頂 60 cm に埋設表示テープを埋設するものとする。
 - ⑦ たて込み簡易土留め部の施工は、土留板をまき出し厚さ毎に引き抜いた後にまき

出し、締固めを行うものとする。

6. 構造物撤去工

(1) 構造物取壊し工

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 構造物撤去工

- 1) 再利用する構造物は、慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行うものとする。
なお、再利用が不可と判断される場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 2) 給水栓、畦畔及び畦畔ブロック・境界杭等の構造物は原則、撤去せず存置する計画であるが、撤去が必要となった場合や保護対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 運搬処理工

- 1) 撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

7. 基礎工

(1) 管体基礎工

- 1) 基床部については、一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるようまき出し、振動ローラ（ハンドガイド式 0.8～1.1 t 級）により最大乾燥密度の 85% となるよう締固めなければならない。

なお、振動ローラが使用できない部分は振動コンパクタ（90 kg 級）等により最大乾燥密度の 85% となるよう締固めなければならない。

管側部については、管体に衝撃を与えないように投入し、左右均等に一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるようにまき出し振動コンパクタ（90 kg 級）により最大乾燥密度の 85% となるよう締固めなければならない。

なお、振動コンパクタによる締固めが不可能な場所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。

- 2) 流用土基礎については、以下のとおり施工しなければならない。

- ① 掘削土を流用するよう計画しているが、掘削土の状態により流用することが困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- ② 投入は、管体に衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。
- ③ 流用土基礎材には、管外面を損傷する恐れのある玉石・礫・雑物等が混入したものを使用してはならない。
- ④ 流用土基礎は、一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるように管の左右均等にまき出し、振動コンパクタ（90 kg 級）により最大乾燥密度の 85% 以上となるよう締固めなければならない。なお、振動コンパクタによる施工が困難な場合には、タコ等に

より入念に締固めなければならない。

8. 管体工

(1) 硬質ポリ塩化ビニル管

1) 継手

継手は、R R継手とする。

(2) ダクタイル鋳鉄管

1) 直管 管種

NS 形 1 種直管 (切管用) 呼び径 ϕ 400mm

PN 形 2 種直管 (標準タイプ) 呼び径 ϕ 400mm

PN 形 受挿し短管 呼び径 ϕ 400mm

2) 異形管 管種

設 IP. 1 呼び径 ϕ 400mm NS 形 45° 受挿し曲管

設 NO. 1+44. 347 呼び径 ϕ 400×75mm NS 形フランジ付き T 字管 フランジ 7. 5K

設 IP. 1-1 呼び径 ϕ 400mm NS 形 45° +11° 1/4 受挿し曲管

設 NO. 1+48. 379(上) 呼び径 ϕ 400mm NS 形 90° 受挿し曲管

設 NO. 1+48. 379(下) 呼び径 ϕ 400mm NS 形 90° 両受け曲管

設 NO. 6+22. 407(下) 呼び径 ϕ 400mm NS 形 90° 両受け曲管

設 NO. 6+22. 407(上) 呼び径 ϕ 400mm NS 形 90° 受挿し曲管

3) 塗覆装

モルタルライニング及び塗装は下記のとおりとする。

直管

内面 モルタルライニング ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング (JIS A 5314-2014)

外面 合成樹脂塗装 ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526-2014)

短管、異形管

内面 エポキシ樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JIS G 5528-2014)

外面 合成樹脂塗装 ダクタイル鋳鉄異形管 (JIS G 5527-2014)

4) 接合部品

管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) の附属書 (ダクタイル鋳鉄管用接合部品) による。

5) 切 管

切管の長さは、下記のとおりとする。

NS 形 受挿し管 0. 970m 以上とする。

NS 形 両挿し管 1. 020m 以上とする。

PN 形 1. 0m 以上とする。

(3) 弁類

1 号空気弁 呼び径 75mm、材質：樹脂製、使用圧力 0. 75MPa

2号空気弁 呼び径 75mm、材質：樹脂製、使用圧力 0.75MPa

9. 推進工

(1) 推進

- 1) 測点設 No. 2+0.879～設 No. 6+20.997 区間の施工は、次表の推進工法により行うものとする。

工 法	中押し段数	最小曲線半径	備 考
泥濃式推進工法	一 段	250R	

(2) 仮設備

- 1) 推進工の支圧壁は図面に示すとおりであり、最大推定推進抵抗値は 4000kN と見込んでいる。
- 2) 排水量は発進立坑では 0.007m³/min/箇所、到達立坑では 0.005m³/min と想定している。
- 3) 立坑等の仮設備は原則として全て撤去するものとする。ただし、立坑鏡切り下部のライナープレートについては、撤去が困難な場合においては埋殺しを行うものとする。

(3) 推進作業

1) 滑材の配合及び注入量

滑材注入工は、砂礫用の配合としテールボイドを保持した上で、推進抵抗値を低減させることを目的として管推進と同時に一次注入を施工する。一次注入の周面地盤への逸失及び希釈により滑材効果が低下するのを防ぐ目的で二次注入を行う。

2) 裏込材の注入

裏込材の注入工は、テールボイドの充填強化、地山の安定、沈下防止及び止水を目的として管推進が完了と同時に施工しなければならない。

- 3) 本工事には、カーブ推進があるため、推進管の追随性の確保やジャッキ推進力の適正な伝達及び、管端面の破損防止のための措置を講じること。

- 4) 建設汚泥の場外搬出は、午前9時～午後5時の間にしなければならない。

(4) 薬液注入工

- 1) 薬液の配合は原則として標準配合とするが、施工前に配合設計を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

- 2) 薬液の注入範囲は図面に示すとおりとし、注入方法は二重管ストレナ工法とする。

施工箇所	材料種類	削孔間隔	削孔総延長	削孔本数	総注入量
発進立坑	溶液型、無機、瞬結	図示による	5.32m	20 本	18,645L
到達立坑	(一次)、瞬結(二次)		6.17m	11 本	10,170L

土質別注入率：粘性土 24.0%以上(N 値 4～8)、砂質土 31.5%以上(N 値 30 以上)、砂礫土 31.5%以上(N 値 50 以上)

- 3) 本工事に先だって現場注入試験を行い、調査ボーリング、透水試験等により改良効果の判定を行うこととする。詳細については、監督職員と協議のうえ実施するものと

する。

4) 施工に当たっては、その位置を事前に仮杭等で指示し、水平及び垂直方向に誤差の生じないようにするものとする。

5) 薬液注入にあたり、薬液注入箇所を図示のとおり、既設水道管、既設下水道管、電信ケーブルが埋設されているので、事前にツボ堀を行いこれらに支障のなきよう注入しなければならない。

6) 注入

① 注入管の配置は、施工計画に基づき所定の位置および深度を保つよう孔毎にチェックを行うものとし、所定位置の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。

② 地盤の隆起や構造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。

③ 注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と注入実績で大幅な差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7) ゲルタイム

注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。

8) 削孔

工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。

9) 処理長さの管理は、自記記録計によることとするが、攪拌ロッドにマーキングし目視においても確認できるようにしなければならない。

10) 水質監視

① 薬液注入に係る水質検査は、観測井を監督職員が指定する場所2箇所で行うものとするが、観測井の場所及び水質調査に係る採水回数については、監督職員との協議により決定するものとする。

② 水質の測定項目及び水質基準等は、以下を想定している。

ア) 検査項目 水素イオン濃度

イ) 検査方法 水質基準に関する省令（昭和41年厚生省令第11号）又は日本工業規格 K0102 の8に定める方法

ウ) 水質基準 PH8.6 以下（工事着手前の測定値が8.6 を超えるときは、当該測定値以下）であること。

10. パイプライン付帯工

(1) 埋設表示テープ

埋設管の位置を表示するため、管センター上 60cm 位置に埋設表示テープを設置するものとする。

11. 付帯構造物工

空気弁室工の施工に当たり、基盤面の土質が不適當な場合、その処理について監督職員と協議しなければならない。

12. 充填工

充填工は推進工内挿管の背面ではエアミルク、既設農水管の閉塞では耐水性軽量繊維質モルタルを計画し、充填方法は図面に示すとおりであるが、これにより難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。

また、28 日強度はエアミルク、耐水性軽量繊維質モルタル共に 1.0N/mm^2 以上とするが、配合等については、推進工内挿管の浮き上がりが起こらないように配慮した上で計画書を作成し監督職員の承諾を得るものとする。

13. 耕地復旧

工事施工上必要な用地の原形復旧は、次により行わなければならない。

(1) 借地部

1) 借地部の復旧に当たって、耕土等には、絶対に碎石等を混入させてはならない。

やむを得なく混入した場合は、請負者の責任で混入物を取り除いて処するものとする。

2) 心土破碎に先立ち、地権者等の立会を得て、基盤面の高さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、沈下等が確認された場合、その処理について監督職員と協議すものとする。

14. 舗装工

(1) コンクリート舗装工

コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレータ等で十分締固めた後養生しなければならない。

(2) アスファルト舗装工

1) マーシャル試験に対する基準値は、日本道路協会「舗装設計施工指針」によるものとし、突固め回数は 50 回とする。

2) 表層工は再生密粒度アスファルトを使用し、施工に当たってはプライムコート(アスファルト乳剤 PK-3) $126 \frac{\text{kg}}{\text{m}^2}$ 以上を路盤面に均一に散布し、路盤との密着をはからなければならない。

3) 締固めは、施工条件に合った機種により締固めをしなければならない。

(3) 路盤工

上層路盤工及び下層路盤工は再生粒度調整碎石及び再生クラッシャランを、所定の仕上がり厚さを超えないように均一に敷き均し、施工条件に合った機種により締固め度が 90% 以上となるよう十分締固めなければならない。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

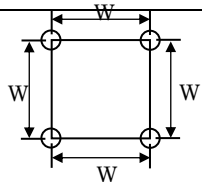
2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。
ダクトイル鋳鉄管接合の施工管理については、各種接合要領書（日本ダクトイル鉄管協会発行）を準用する。

(2) 薬液注土工

1) 直接測定による出来形管理

管理項目	規格値	測定基準	測定箇所
注入孔数	設計値以上	全本数	
注入工間隔 W	±100	100 本に 1 箇所 100 本以上は 2 箇所測定 1 箇所 4 本測定	
深さ	設計値以上	全本数	

2) 撮影記録による出来形管理

注入孔間隔、深さ及び施工状況

(3) 推進工施工管理

推進工の施工管理は下表のとおりとする。

測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
基準高	±50	推進管 1 本毎に 1 箇所	
中心線の変位(水平)	±50		
勾配	±20%		
延長	-L/500 かつ -200		

3. 品質管理

(1) エアミルク、耐水性軽量繊維質モルタル

1) エアミルク

推進工内挿管の背面に使用する充填材の品質管理については下記によるものとするが、これにより難しい場合は監督職員と協議を行う。

なお試料のサンプリングは圧送ホース筒先出口で採取するものとする。

- ①湿潤密度（生比重） 設計値(0.63)±0.1g/cm³
- ②フロー値 設計値(180)±20mm
- ③一軸圧縮強度（σ₂₈） 1.0N/mm²以上

【試験方法及び頻度】

試験項目	試験方法	頻度	備考
湿潤密度（生比	1000ccの定量容器で、エアミ	2回/日	午前・午後

重)	ルクの容積重量を測定する。		
フロー値	JHS A 313-1992に準拠	2 回/日	午前・午後
一軸圧縮強度	JIS A 1216に準拠	3 本/日	$\sigma 28$

2) 耐水性軽量繊維質モルタル

既設農水管の閉塞で使用する充填材の品質管理については下記によるものとするが、これにより難しい場合は監督職員と協議を行う。

なお試料のサンプリングは圧送ホース筒先出口で採取するものとする。

- ①湿潤密度（生比重） 設計値(1.07)－0.07g/cm³、+0.10g/cm³
- ②フロー値 設計値(180)±20mm
- ③一軸圧縮強度（ $\sigma 28$ ） 1.0N/mm²以上

【試験方法及び頻度】

試験項目	試験方法	頻度	備考
湿潤密度（生比重）	1000ccの定量容器で、耐水性軽量繊維質モルタルの容積重量を測定する。	2 回/日	午前・午後
フロー値	JHS A 313-1992に準拠	2 回/日	午前・午後
一軸圧縮強度	JIS A 1216に準拠	3 本/日	$\sigma 28$

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出

来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1）掘削土の土質に著しい相違があった場合
- 2）購入土が必要になった場合
- 3）土質試験の結果、盛土材について変更が生じた場合
- 4）土質調査が必要となった場合
- 5）破砕の必要な転石等の出現があった場合
- 6）地下埋設構造物（埋蔵文化財含む）の出現があった場合
- 7）指定仮設に変更が生じた場合
- 8）産業廃棄物処理場に変更が生じた場合
- 9）産業廃棄物の種類、及び処理量に変更が生じた場合
- 10）仮置場に変更が生じた場合
- 11）工事用道路が通常の運行によって破損し、これを補修する必要があるが生じた場合
- 12）材料の規格、数量に変更が生じた場合
- 13）排水処理工法に変更が生じた場合
- 14）運搬土量に変更が生じた場合
- 15）防塵、防音及び防振処理等の対策工の必要が認められた場合

- 16) 第三者との協議等による変更が生じた場合
- 17) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- 18) 原形復旧を追加する必要が生じた場合
- 19) 交通誘導員の配置、人数に変更が生じた場合
- 20) 歩掛調査等の追加が生じた場合
- 21) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- 22) 関連工事の工種・工程等の変更に伴う本工事に変更が生じた場合
- 23) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- 24) コンクリートの打込みから材齢 28 日までの予想平均気温が異なり、温度補正值に変更が生じた場合。
- 25) 推進速度・推進力に異常な変化が生じ必要な措置を追加する場合
- 26) 推進仮設・設備・薬液注入等の配合や諸元を変更する場合
- 27) 推進工法の立坑設置及び設置撤去工法を変更する場合
- 26) 水質調査における箇所数及び調査内容に変更を生じた場合。
- 27) 室内配合試験の結果注入固化液の配合を変更した場合。
- 28) その他精査により変更が生じた場合
- 29) その他監督職員が必要と認めたもの

第 13 章 その他

1. 契約後 V E 方式

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- ① 受注者は、2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

- ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- ② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 - ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
 - ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く) 事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日 (例: 「合格通知書」における日付) とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」 (農水省 WEB サイト) を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議 (工事契約後)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員 (主催) 及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議によるものとする。

(2) 円滑化会議（工事着手後）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

（３）工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～

チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

（1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）

	⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
--	--

9. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数に

より、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
現場閉所率	28.5%（8 日 / 28 日）以上	25%（7 日 / 28 日）以上 28.5% 未満	21.4%（6 日 / 28 日）以上 25% 未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05

② 補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

（6）週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01

10. 週休 2 日制の促進

（1）本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（2）発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日 / 28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評

定の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
☐ その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐ その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]

- ③ 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点点評価する。

○事業（務）所長

- ☐ その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする

11. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

- 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 1日未満で完了する作業の積算

- 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

15. 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

16. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

17. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

18. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「20. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「21. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

19. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

20. 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響

（１）工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- ① 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ② 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ③ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- ④ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

21. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なおWBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正值(%) = 真夏日率(%) × 補正係数※

※ 補正係数 : 1.2

22. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。